

## 南吹田地域地下水汚染対策に係る 1号揚水井戸引上げ洗浄委託業務 仕様書

本仕様書は南吹田地域地下水汚染対策に係る 1号揚水井戸引上げ洗浄委託業務に適用する。

### 1 業務名称

南吹田地域地下水汚染対策に係る 1号揚水井戸引上げ洗浄委託業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

### 3 実施場所（実施設備）

吹田市南吹田2丁目地内（1号揚水井戸、別図のとおり）

### 4 実施日時

揚水井戸引上げ洗浄の作業の具体的な日時については、本市と協議を行い決定すること。

### 5 業務内容

- (1) 揚水ポンプピット内の揚水井戸から揚水ポンプ（以下、ポンプという。）を引上げた後、揚水井戸のスクリーンの洗浄を行い、ポンプを据付け原状回復すること（ポンプとポンプ制御盤の離線及び結線作業、離線前の絶縁測定を含む）。作業実施にあたっては、近隣事業所や架空線（地上より約6mの高さに施設）及び既存設備等に損害を与えないように事前に現場調査を行うこと。
- (2) 洗浄前に揚水井戸のスクリーンの状況をカメラで確認し、記録すること。
- (3) 引上げたポンプは、吹田市役所旧環境監視庁舎（所在地：吹田市南吹田2丁目 12-47）まで搬出し、据付けるまでの間、保管すること。また、据付けの際には1号揚水井戸まで搬入すること。
- (4) 作業に伴い生じた廃液やスケール等は、産業廃棄物として適正処分すること。
- (5) 実施場所は公道上となるため道路使用許可等の必要な手続や協議を行い、円滑に作業を実施できるよう必要な数の交通誘導警備員（うち、1名以上は検定合格警備員）を配置すること。
- (6) 作業に伴い取り外したパッキン類は新品に交換すること。井戸蓋のパッキンについては、材質：クロロプレン、厚み：3mmとする。
- (7) ポンプの引上げに伴い既設ケーブルを引き抜く場合、既設ケーブル及び他の配線等を損傷させないこと。潤滑材を使用する場合は、絶縁被覆を侵すものを使用してはならない。
- (8) 試運転調整及び絶縁抵抗試験
  - ・作業完了後、試運転調整及び試験を行い、ポンプが原状どおり正常に運転できることを確認すること。
  - ・試運転は、インバータの設定値を0～100%まで変化（25%刻み）させた時の電流値を記録し、流量が設定値に連動して変化することを確認すること。

- ・試験は、ポンプの絶縁抵抗測定を行い、抵抗値を記録すること。

## 6 洗浄方法

洗浄前に揚水井戸のスクリーンの状況をカメラで確認すること。その後、ベ어링洗浄（または、井内浚渫。）に加え、ブラッシング洗浄、スロビング洗浄を実施すること。

## 7 提出書類

- (1) 作業実施前に、業務実施計画書（離線及び結線作業や試運転調整及び絶縁抵抗試験に関する事項、酸欠等測定に関する事項を含む）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 作業完了後、業務完了報告書（計画書記載内容及び作業に伴う写真を含む）を紙媒体1部、電子媒体（CD-R）1部により提出すること。
- (3) その他、本市の指示する書類を提出すること。

## 8 損害賠償等

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には一切を処理するものとする。

## 9 その他

- (1) 当該地域は、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が生じているため、これらの物質特性を理解したうえで作業すること。
- (2) 作業開始前に電源等の確認を行い、安全には十分注意すること。
- (3) 作業中、何らかの支障が生じた場合は、ただちに本市監督員に報告し、その指示に従い対処すること。
- (4) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。特にマンホール内等酸素欠乏や硫化水素中毒が予想される場所で作業を行う場合は、酸素・硫化水素計等で安全を確認してから作業を行うこと。また、酸素・硫化水素計等を使用した際は、安全であることが分かるように記録しておくこと。
- (5) 他、この仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者双方協議して定める。